

【指定緊急避難場所(兼指定避難所)一覧(10面)の見方】

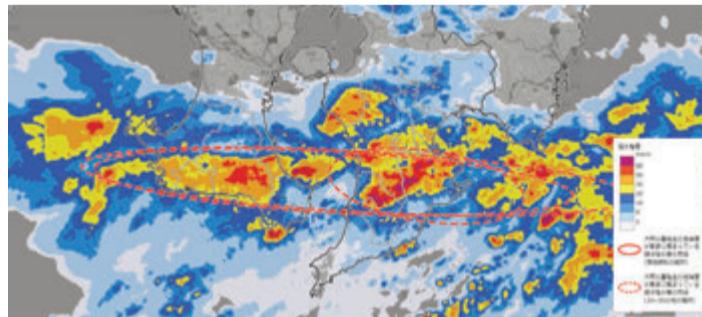
開設する順番は状況によって異なります!



- 「○」… 避難できる施設
- 「△」… 洪水時に浸水のおそれがあるが、同一敷地内に垂直避難できる場所がある施設(小・中学校の校舎など)
- 「×」… 避難できない施設
  - ※学校の避難場所は、原則、屋内運動場(体育館)です(状況に応じて校舎の上層階を活用)。
  - ※「♿」がついている避難場所は、障害者用トイレあり
  - ※「和」がついている避難場所は、畳スペースあり
- 「早」… 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」に伴い、早めに開設する避難所
- 「①」… 災害時に優先的に開設する第一開設の避難場所
- 「②」… 第一開設の避難場所のみでは避難者を収容しきれないときなどに開設する第二開設の避難場所

**早** 期開設避難所の設置(令和7年6月～) ▶ 線状降水帯の発生が予測される時は、早めに避難! ◀

令和6年5月から、「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県単位で予測・発表されるようになりました(例:鹿児島県(奄美地方を除く))。これに伴い、鹿児島市では雨が強まる半日程度前(従来より早いタイミング)から高齢者等避難を発令しています。令和7年6月から、早いタイミングでの高齢者等避難に合わせて開設する「早期開設避難所」(47カ所)の運用を開始します。早期開設避難所は、左記表の「早」と下記表の指定福祉避難所のとおり。早期開設避難所は、「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」に伴う高齢者等避難が発令されたときのみ運用します。



令和6年6月21日に発生した線状降水帯

**指** 定福祉避難所の開設(令和7年6月～) ▶ 要支援者やその家族が安心して避難できるように ◀

指定福祉避難所は、要介護3以上の人や身体障害者手帳1・2級を所持する人など、避難所生活に特別な配慮が必要な要支援者(家族などを含む)のための避難所です。

【利用できる人】

- 避難行動要支援者と、一緒に避難する家族や支援者
- ※避難行動要支援者に該当する人
  - ① 要介護3以上の判定を受けている人
  - ② 身体障害者手帳1級・2級を持つ人
  - ③ 療育手帳A1・A2を持つ人
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人
  - ⑤ 市の障害福祉サービスを受けている難病患者など
  - ⑥ ①～⑤以外で、市長が避難支援などの必要性を認めた人

【指定福祉避難所の特徴】

- ・バリアフリー、障害者用トイレ整備
- ・障害者などその他の避難者の避難スペースを分離
- ・公共の福祉施設など、なじみのある施設への避難
- ・保健師による巡回(避難が長期化した場合など)

【開設のタイミング】

高齢者等避難など避難情報を発令したタイミングで、発令した地域ごとに開設します。

地域	指定福祉避難所名
中央	福祉コミュニティセンター ※指定避難所を兼ねる
	知的障害者福祉センター(ふれあい館)
	心身障害者総合福祉センター(ゆうあい館)
	オアシスケアウェルネスセンター与次郎(高齢者福祉センター与次郎)
谷山	オアシスケアウェルネスセンター谷山(高齢者福祉センター谷山)
伊敷	オアシスケアウェルネスセンター伊敷(高齢者福祉センター伊敷)
吉野	オアシスケアウェルネスセンター吉野(高齢者福祉センター吉野)
吉田	吉田福祉センター ※指定避難所を兼ねる
桜島	桜島地区保健センター
	オアシスケアウェルネスセンター東桜島(高齢者福祉センター東桜島)
喜入	喜入地区保健センター
松元	松元地区保健センター ※指定避難所を兼ねる
郡山	郡山公民館 ※指定避難所を兼ねる

- ・指定福祉避難所は、医療や介護などのサービスを提供するものではありません。身の回りのことは本人や家族、支援者などで対応してください。
- ・避難行動要支援者と家族や支援者以外の方は、利用できません。その他の一般の避難所をご利用ください。

～災害時に避難の手助けを～

鹿児島市では、災害時に避難の手助けが必要な人(避難行動要支援者)が、地域の助け合いで避難の支援を受けられるようにするため、支援に必要な情報(名簿や個別の避難計画)を、本人の同意を得た上で町内会や民生委員、消防、警察などの関係者で共有する取り組みを行っています。

この制度は、地域の安全は地域住民がお互いに助け合いながら守るという「共助」の考え方に基づく地域活動です。災害に備え、地域のみんなで安心して暮らせるまちを目指しましょう。

平成7年の阪神・淡路大震災のときには、自力で避難することができなかった約35,000人のうち、約8割が家族や近隣の住民によって助けられました。

